巻末資料

**目　　　次**

Ⅰ．性暴力の証拠物の取扱い検討ワーキングチーム会議の概要

１．検討の趣旨・背景　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 1

２．設置要領　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　6

３．ワーキングチーム会議の構成員　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　7

４．各ワーキングチーム会議の概要

　（１）第一回　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　8

　（２）第二回　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　8

　（３）第三回　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　8

　（４）第四回　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　8

　（５）第五回　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　9

Ⅱ．参考資料

１．全国の性暴力救援センターにおける証拠物の採取・保管の現状　　　　　　　　　　10

２．性暴力救援センター・大阪ＳＡＣＨＩＣＯの概要　　　　　　　　　　　　　　　　12

１．被害者の心情に配慮した性暴力の証拠物の取扱いについて（検討の趣旨・背景）

平成26年7月2日

第1回ワーキングチーム会議資料

○　平成25年の大阪府の性犯罪の認知件数は、強制わいせつが1,349件、強姦が208件といずれも全国ワースト。また、被害者の年齢別構成をみると、18歳未満の子どもの割合は、強制わいせつが39.6%、強姦が16.8%を占めている。

○　性暴力は、被害者の心身に大きな傷を残し、その人権及び尊厳を踏みにじる決して許すことのできない犯罪。とりわけ、子どもに対する性暴力は、その健やかな成長を阻害し、家族はもとより地域社会にも重大な影響を及ぼす。

○　強制わいせつ罪や強姦罪は親告罪であり、被害者による告訴（警察等の捜査機関への申告）が訴訟要件となっている。また、告訴期間は撤廃されている。

　　 こうした被害者は、精神的な打撃の大きさ、被害者の置かれた状況などにより、警察への通報又は被害届を出し申告することを長期間にわたって決断できない場合が多い。

○　大阪では、平成22年度から「性暴力救援センター・大阪ＳＡＣＨＩＣＯ」が、病院拠点型のレイプクライシスワンストップセンター（以下、「性暴力救援センター」という。）として、全国に先駆けて性暴力被害者の相談や診療を行っている。

ＳＡＣＨＩＣＯでは、性暴力の被害者に対して、警察へ通報することを教示しているが、被害者が躊躇した場合には、被害者の同意を得て証拠物の採取・保管を行っている。

○　被害の潜在化を防ぐためには、警察や医療機関、司法関係者などの関係機関が、こうしたＳＡＣＨＩＣＯの手法について情報共有するとともに検証を行い、その手法を広げていくことが効果的である。

○　こうしたことから、内閣府が創設したモデル事業（「性犯罪被害者等のための総合支援に関する実証的調査研究」）を活用して、性暴力への厳正な対処と被害の潜在化を防止するため、大阪府、ＳＡＣＨＩＣＯ、大阪産婦人科医会、司法関係者、大阪府警察などが連携し、ＳＡＣＨＩＣＯの手法を参考にして、被害者の心情に配慮した「性暴力の証拠物取扱いマニュアル」について検討を行う。

【参考資料】

（１）大阪府の強制わいせつ・強姦の認知件数（平成25年）

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
|  | 全年齢 | 18歳未満 | 18歳未満の割合 |
| 強制わいせつ | 1,349件 | 534件 | 39.6％ |
| 強姦 | 208件 | 35件 | 16.8％ |

（２）第3次男女共同参画基本計画（平成22年12月閣議決定）（抜すい）

（施策の基本的方向）

性犯罪被害者が、被害を訴えることを躊躇せずに必要な相談を受けられるような相談体制及び被害申告の有無に関わらず被害者の心身回復のための被害直後及び中長期の支援が受けられる体制を整備するとともに、被害者のプライバシーの保護及び二次的被害の防止について万全を期する。

近親者等親密な関係にある者や指導的立場にある者による性犯罪等の発生を防止するための取組を強化するとともに、関係法令の見直し、効果的な再犯防止策等について検討する。

※下線部は事務局（以下同じ）

（３）大阪府子どもを性犯罪から守る条例（平成24年、大阪府条例第２号）前文

子どもの心身に重大な被害を及ぼす犯罪が後を絶たず、とりわけ子どもに対する性犯罪は、その人権及び尊厳を踏みにじる決して許すことのできない犯罪であり、身体的及び心理的に深刻な影響を与え、子どもの健やかな成長を著しく阻害するばかりでなく、その家族はもとより地域社会にも重大な影響を及ぼすことになる。（中　略）社会全体で子どもを性犯罪から守ることを基本に、子どもが性犯罪の被害に遭わない、その加害者を生み出さない社会の実現を目指し、この条例を制定する。

（４）性犯罪

○単独犯による強制わいせつ罪、強姦罪、準強制わいせつ罪、準強姦罪

○集団による強制わいせつ罪、強姦罪、準強制わいせつ罪、準強姦罪

○強制わいせつ等致死傷罪、強姦致死傷罪

○営利目的等略取罪及び誘拐罪（わいせつ目的）、常習強盗強姦罪　など　（＊未遂罪を含む）

参考：「子ども対象・暴力的性犯罪の出所者による再犯防止に向けた措置」（2005年、警察庁通達）

【関連規定】

■刑法（明治四十年法律第四十五号）（抜すい）

（強制わいせつ）

第百七十六条 　十三歳以上の男女に対し、暴行又は脅迫を用いてわいせつな行為をした者は、六月以上十年以下の懲役に処する。十三歳未満の男女に対し、わいせつな行為をした者も、同様とする。

（強姦）

第百七十七条 　暴行又は脅迫を用いて十三歳以上の女子を姦淫した者は、強姦の罪とし、三年以上の有期懲役に処する。十三歳未満の女子を姦淫した者も、同様とする。

（準強制わいせつ及び準強姦）

第百七十八条 　人の心神喪失若しくは抗拒不能に乗じ、又は心神を喪失させ、若しくは抗拒不能にさせて、わいせつな行為をした者は、第百七十六条の例による。

２ 　女子の心神喪失若しくは抗拒不能に乗じ、又は心神を喪失させ、若しくは抗拒不能にさせて、姦淫した者は、前条の例による。

（集団強姦等）

第百七十八条の二 　二人以上の者が現場において共同して第百七十七条又は前条第二項の罪を犯したときは、四年以上の有期懲役に処する。

（未遂罪）

第百七十九条 　第百七十六条から前条までの罪の未遂は、罰する。

（強制わいせつ等致死傷）

第百八十一条 　第百七十六条若しくは第百七十八条第一項の罪又はこれらの罪の未遂罪を犯し、よって人を死傷させた者は、無期又は三年以上の懲役に処する。

２ 　第百七十七条若しくは第百七十八条第二項の罪又はこれらの罪の未遂罪を犯し、よって女子を死傷させた者は、無期又は五年以上の懲役に処する。

３ 　第百七十八条の二の罪又はその未遂罪を犯し、よって女子を死傷させた者は、無期又は六年以上の懲役に処する。

（営利目的等略取及び誘拐）

第二百二十五条 　営利、わいせつ、結婚又は生命若しくは身体に対する加害の目的で、人を略取し、又は誘拐した者は、一年以上十年以下の懲役に処する。

（未遂罪）

第二百二十八条 　第二百二十四条、第二百二十五条、第二百二十五条の二第一項、第二百二十六条から第二百二十六条の三まで並びに前条第一項から第三項まで及び第四項前段の罪の未遂は、罰する。（強盗強姦及び同致死）

第二百四十一条 　強盗が女子を強姦したときは、無期又は七年以上の懲役に処する。よって女子を死亡させたときは、死刑又は無期懲役に処する。

（未遂罪）

第二百四十三条 　第二百三十五条から第二百三十六条まで及び第二百三十八条から第二百四十一条までの罪の未遂は、罰する。

（参考）　負傷の有無で異なる刑罰

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 罪名 | 強制わいせつ罪 | 強制わいせつ致死傷罪 | 強姦罪 | 強姦致死傷罪 |
| 刑罰 | 6か月以上10年以下の懲役 | 無期または3年以上の懲役 | 3年以上の懲役 | 無期または5年以上の懲役 |

■性暴力の定義「女性に対する暴力に関する立法ハンドブック」

（国連・女性の地位向上部、2009年）参照

　・性暴力とは身体の統合性と性的自己決定を侵害するもの。

○ＳＡＣＨＩＣＯの定義

同意のない・対等でない・強要された性的行為はすべて性暴力であるが、ＳＡＣＨＩＣＯでかかわる性暴力は、下記の3者が主要なものである。

　１．他人からのレイプ・強制わいせつ

　２．家庭の中での子どもへの性虐待

　３．パートナーからの性暴力

（５）性犯罪の訴訟要件（親告罪等）

○強制わいせつ罪、強姦罪等は親告罪であり、被害者による告訴（警察等の捜査機関への申告）が訴訟要件。また、強制わいせつ罪、強姦罪等は、平成12年の法改正により告訴期間の制限が撤廃。

○警察は、告訴を受けたときは、速やかに関係書類及び証拠物を検察に送付しなければならない。

【関連規定】

■刑法（明治四十年法律第四十五号）（抜すい）

（親告罪）

第百八十条 　第百七十六条から第百七十八条までの罪及びこれらの罪の未遂罪は、告訴がなければ公訴を提起することができない。

２ 　前項の規定は、二人以上の者が現場において共同して犯した第百七十六条若しくは第百七十八条第一項のあるため罪又はこれらの罪の未遂罪については、適用しない。

|  |  |
| --- | --- |
| 親告罪 | 単独犯による強制わいせつ罪、強姦罪、準強制わいせつ罪、準強姦罪  及び上記４罪の未遂罪 |
| 非親告罪 | 集団による強制わいせつ罪、強姦罪、準強制わいせつ罪、準強姦罪  強制わいせつ等致死傷罪 |

■刑事訴訟法（昭和二十三年法律第百三十一号）（抜すい）

第二百三十五条 　親告罪の告訴は、犯人を知つた日から六箇月を経過したときは、これをすることができない。ただし、次に掲げる告訴については、この限りでない。

一 　刑法第百七十六条 から第百七十八条 まで、第二百二十五条若しくは第二百二十七条第一項（第二百二十五条の罪を犯した者を幇助する目的に係る部分に限る。）若しくは第三項の罪又はこれらの罪に係る未遂罪につき行う告訴

第二百三十七条 　告訴は、公訴の提起があるまでこれを取り消すことができる。

２ 　告訴の取消をした者は、更に告訴をすることができない。

第二百四十一条 　告訴又は告発は、書面又は口頭で検察官又は司法警察員にこれをしなければならない。

２ 　検察官又は司法警察員は、口頭による告訴又は告発を受けたときは調書を作らなければならない。

第二百四十二条 　司法警察員は、告訴又は告発を受けたときは、速やかにこれに関する書類及び証拠物を検察官に送付しなければならない。

（６）性犯罪の申告率等

□「男女間における暴力に関する調査」（平成24年4月、内閣府男女共同参画局）

→「異性から無理やりに性交された被害」について、警察に連絡・相談した割合：3.7%

→上記について、だれにも（どこにも）相談しなかった割合：67.9%

□「第4回犯罪被害実態調査（暗数調査）」（平成24年、法務総合研究所）

→性的事件（強姦、強制わいせつ以外に痴漢やセクハラ等も含む）の被害申告率：18．5%

→強盗（同45.0％）、窃盗（同34.8％）に比べて低い。

＊被害申告率：過去5年間に被害に遭った世帯又は個人が、直近の被害を捜査機関に届けた比率

（７）「女性に対する暴力を根絶するための課題と対策　～性犯罪への対策の推進～」から抜すい

（平成24年7月、男女共同参画会議　女性に対する暴力に関する専門調査会）

・性犯罪は、暗数が多く潜在化するケースが多いとされる。

・性犯罪に対して厳正な対処がなされず、その被害が潜在化すれば、被害の継続化・深刻化というおそれもある。

・一人でも多くの被害者を救済し、被害を防止していくためには、被害者の精神面も含めた被害者への適切な対応、潜在化防止などの施策を含めた性犯罪の厳正な対処のための効果的な施策を、

（中略）強力に取り組み、政府として性犯罪を許さない姿勢をはっきりと示すことが必須である。

・被害者保護の観点からは、「告訴が公訴提起の要件となっている親告罪では、事件によって大きな精神的ダメージを負った被害者に、告訴を行うかどうかについての葛藤を伴う重い判断が求められる。また、加害者の弁護士等からの告訴取消し要求が激しくなり、その対応が被害者の負担となるケースもあり得る。こういったことを考慮すると、親告罪であることが、かえって被害者保護につながらない面がある」旨の見解が示された。

・性犯罪被害者は、被害直後に、警察よりも先に医療機関を受診することがある。この場合、ＤＮＡ資料の採取がなされないことや、先に警察に行くよう教示されるものの具体的な説明がないため、以降は被害者が一人で問題を抱え込むことになり、ひいては被害届を提出する機会を逃がすことも考えられる。

・性犯罪については、被害者の置かれた状況から、長期間告訴を決断できない、又は告訴したくとも困難である場合もある。強制わいせつ罪、強姦罪等の性犯罪については、被害者が精神的打撃から短期間に告訴についての決断をすることが困難であることなどに鑑み、平成12年に告訴期間の制限が撤廃されている。このようなことから、被害者が、被害から長期間経過後に告訴の意思決定を行う場合にも対応できるよう、採取した証拠を長期間適正に保全する対策が必要である。

・また、被害届の提出及び告訴の意思決定がなされていない場合であっても、被害直後に医療機関を受診又は警察に被害を申告した時点で証拠の採取を行い、後日、意思決定がなされた際に、証拠として活用できるよう、証拠を確実かつ適正に保全する取組が必要である。

・「性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センター開設・運営の手引」においては、性犯罪被害者が警察への通報を希望しない場合には、被害者の心情に配慮しつつ、警察への届出を勧め、それでも被害者が警察への通報を希望しない場合には、ワンストップ支援センターにおいて採取した試料を保管することも考えられるが、その保管方法等保管の在り方については、更に慎重な検討を要するとしている。特に、証拠保全に関しては、被害から長時間経過後に告訴等の意思決定がなされた場合でも、裁判に際し、証拠として活用できるよう、具体的な採取の方法及び保管の条件について検討が必要である。

２．性暴力の証拠物の取扱い検討ワーキングチーム会議設置要領

１　設置目的

性犯罪・性暴力の被害者等が早期に適切な支援を受け、医療機関等において採取された証拠物

が証拠能力を有し、性犯罪加害者の早期検挙につながるよう、性暴力救援センター・大阪SACHICOで実施されている証拠物の採取・保管方法及び関係機関との連携方策などについて検討し、被害者の心情に配慮した証拠物の取扱い等に関するマニュアルの作成に向けて検討することを目的とする。

２　検討事項

　　ワーキングチーム会議は、次の事項を調査、検討する。

(1)　適切な証拠物採取・保管方法について

(2)　医療機関と関係機関との連携のあり方について

(3)　その他必要な事項について

３　構成

　　ワーキングチーム会議の構成は、次のとおりとする。

(1) ＮＰＯ法人性暴力救援センター・大阪ＳＡＣＨＩＣＯ

(2) 大阪産婦人科医会

(3) 学識経験者

(4) 弁護士

(5) 大阪地方検察庁

(6) 大阪府警察

(7) 大阪府

４　会議

(1)　ワーキングチーム会議を円滑に進行するため、構成員のうちから座長、副座長を置くことができる。

(2)　必要に応じて構成員以外の者に対して会議への出席を求めることができる。

(3)　会議は、原則非公開とする。ただし、構成員が協議して公開を認めた場合は、この限りでない。

５　情報の取扱いの制限

　　３に掲げるワーキングチーム会議を構成する各機関から提供された証拠物の採取方法や保管方

法などの情報は、本事業の目的である各医療機関等における証拠物の取扱い業務以外には使用

又は提供しないものとする。

６　事務局

　　ワーキングチーム会議の事務局は、大阪府青少年・地域安全室治安対策課に置く。

７　その他

この要領に定めるもののほか、本会議の運営に必要な事項は、別に定める。

附則

この要領は、平成26年７月２日から施行する。

３．性暴力の証拠物の取扱い検討ワーキングチーム会議の構成員

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 機関・団体等 | 所属等 | 氏名等 | 備考 |
| 学識経験者（法医学者） | 山口大学大学院准教授 | 髙瀬　泉 | 座長 |
| ＮＰＯ法人 性暴力救援センター・大阪SACHICO | 理事 | 加藤　治子 | 副座長 |
| 事務局長 | 高見　陽子 |  |
| 大阪産婦人科医会 | 理事（泉大津市立病院院長） | 西尾　順子 |  |
| 弁護士 | 女性共同法律事務所 | 雪田　樹理 |  |
| 大阪地方検察庁 | 総務部　副部長 | 横山　繁夫 |  |
| 府警本部 | 総務部　府民応接センター |  |  |
| 刑事部　刑事総務課 |
| 刑事部　捜査第一課 |
| 刑事部　鑑識課 |
| 刑事部　科学捜査研究所 |
| 大阪府 | 男女参画・府民協働課 | 西山　悦子 |  |
| 大阪府（事務局） | 青少年・地域安全室長 | 室井　俊一 | 事務局 |
|  | 治安対策課長 | 溝渕　伸二 |
|  | 治安対策課総括補佐 | 澤田　裕 |
|  | 治安対策課課長補佐 | 谷口　敦也 |
|  | 治安対策課課長補佐 | 竹林　義浩 |
|  | 治安対策課総括主査 | 谷髙　滋子 |
|  | 治安対策課総括主査 | 藤本　眞太郎 |

（敬称略）

４．各ワーキングチーム会議の概要

（１）第1回

①開催日時

　 平成26年7月2日（水）　　　　　　　１４：００～１６：００

②開催場所

　　大阪府新別館北館１階防災スペース１

③主な議題

　 ○検討の趣旨・背景　～被害者の心情に配慮した性暴力の証拠物の取扱い～

　 ○内閣府モデル事業の概要（性犯罪被害者等のための総合支援に関する実証的調査研究）

（２）第２回

①開催日時

　 平成26年8 月20日（水）　　　　　　１４：３０～１６：３０

②開催場所

　　阪南中央病院会議室

③主な議題

　 ○性暴力被害者の置かれている現状 ～ＳＡＣＨＩＣＯの４年間の実績を踏まえて～

　 ○ＳＡＣＨＩＣＯにおける性暴力の証拠物の取扱いの現状

・被害者来所から診察、証拠物の採取・保管までの手順

・証拠物の採取・保管方法（採取キット、留意点など）

（３）第３回

①開催日時

　 平成26年9 月22日（月）　　　　　　１４：００～１６：００

②開催場所

　　大阪府公館

③主な議題

　 ○性犯罪・性暴力の証拠物の取扱いの現状と課題

・医療機関における証拠物の取扱い

・警察における証拠物の取扱い

（４）第４回

①開催日時

　 平成26年12月24日（水）　　　　　　１４：００～１６：００

②開催場所

　　大阪府新別館北館１階防災スペース２

③主な議題

　 ○被害者の心情に配慮した性暴力の証拠物の取扱いについて（基本構成案）

○警察庁の取組みについて（性犯罪の証拠採取）

（５）第５回

①開催日時

　 平成27年1月28日（水）　　　　　　１７：００～１８：３０

②開催場所

　　大阪府特別会議室

③主な議題

　 ○各都道府県における性暴力救援センターの証拠物採取・保管状況について

○「被害者の心情に配慮した性暴力の証拠物取扱いマニュアル」（案）について

Ⅱ．参考資料

１．全国の性暴力救援センターにおける性暴力の証拠物の取扱いの現状

以下の内容は、平成27年1月に大阪府（青少年・地域安全室）が全国の都道府県に調査を行い、

回答をいただいたものについて取りまとめたものです。

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 平成26年度　全国の性暴力救援センターにおける性暴力の証拠物の取扱い状況  　　　　平成27年1月調査 | | | | | | |
| 都道府県名 | 名　　称 | 設置  年月 | 設置形態 | 採取（\*） | | 保管  （\*\*） |
| 届出あり | 届出なし |
| 北海道 | 性暴力被害者支援センター北海道 | H24.10 | 相談センター拠点型 | ○ | ○ | ※ |
| 青森県 | りんごの花ホットライン | H26.10 | 相談センターを中心とした連携型 | **―** | **―** | **―** |
| 岩手県 | ― | ― | ― | ― | ― | ― |
| 宮城県 | 性暴力被害相談支援センター宮城 | H26.4 | 相談センターを中心とした連携型 | 非公開 | | |
| 秋田県 | ― | ― | ― | ― | ― | ― |
| 山形県 | ― | ― | ― | ― | ― | ― |
| 福島県 | ＳＡＣＲＡ（さくら）ふくしま | H25.4 | 県警、（公社）ふくしま被害者支援センター、福島県産婦人科医会の三者連携型 | ○ | **―** | ― |
| 茨城県 | ― | ― | ― | ― | ― | ― |
| 栃木県 | ― | ― | ― | ― | ― | ― |
| 群馬県 | ― | ― | ― | ― | ― | ― |
| 埼玉県 | 施設名称なし | H25.9 | 相談センターを中心とした連携型 | ○ | ― | ― |
| 千葉県 | 千葉性暴力被害支援センターちさと | H26.7 | 病院拠点型 | ○ | ― | ― |
| 東京都 | 性暴力救援センター・東京 | H24.6 | 相談センター拠点型 | ― | ― | ― |
| 神奈川県 | ― | ― | ― | ― | ― | ― |
| 新潟県 | ― | ― | ― | ― | ― | ― |
| 福井県 | 性暴力救済センター・ふくい「ひなぎく」 | H26.4 | 病院拠点型 | 非公開 | | |
| 山梨県 | ― | ― | ― | ― | ― | ― |
| 長野県 | ― | ― | ― | ― | ― | ― |
| 岐阜県 | ― | ― | ― | ― | ― | ― |

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 都道府県名 | 名　　称 | 設置  年月 | 設置形態 | 採取（\*） | | | | 保管  （\*\*） |
| 届出あり | | 届出なし | |
| 静岡県 | ― | ― | ― | ― | | ― | | ― |
| 愛知県 | ― | 性犯罪被害者支援のためのワンストップ支援センターを設置。  （ハートフルステーション・あいち　　平成22年7月設立　　病院拠点型）  性犯罪の場合は、証拠物を採取の上、警察署で保管。 | | | | | | |
| 三重県 | ― | ― | ― | ― | | ― | | ― |
| 滋賀県 | 性暴力被害者総合ケアワンストップびわ湖ＳＡＴＯＣＯ | H26.4 | 初期対応：病院拠点型　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　その後対応：相談センター拠点型 | 非公開 | | | | | |
| 京都府 | ― | ― | ― | ― | ― | | ― | | |
| 大阪府 | 性暴力救援センター・大阪ＳＡＣＨＩＣＯ | H22.4 | 病院拠点型 | ○ | ○ | | ○ | | |
| 奈良県 | ― | ― | ― | ― | ― | | ― | | |
| 和歌山県 | 性暴力救援センター和歌山（わかやまｍｉｎｅ） | H25.7 | 病院拠点型 | ○ | ○ | | ○ | | |
| 鳥取県 | ― | ― | ― | ― | ― | | ― | | |
| 島根県 | 一社）しまね性暴力救援センターさひめ | H26.1 | 証拠物の取扱いについては、「さひめ」に直接確認したもの  相談センター・病院連携型  （相談は電話・メールのみ） | ○  証拠物の取扱いについては、「さひめ」に直接確認したもの  証拠物の取扱いについては、「さひめ」に直接確認したもの  証拠物の取扱いについては、「さひめ」に直接確認したもの | ○ | | ○ | | |
| 岡山県 | ― | ― | ― | ― | ― | | ― | | |
| 広島県 | ― | ― | ― | ― | ― | | ― | | |
| 山口県 | ― | ― | ― | ― | ― | | ― | | |
| 愛媛県 | ― | ― | ― | ― | ― | | ― | | |
| 高知県 | ― | ― | ― | ― | ― | | ― | | |
| 福岡県 | 性暴力被害者支援センター・ふくおか | H25.7 | 相談センターを中心とした連携型 | ○ | ― | | ― | | |
| 佐賀県 | 性暴力救援センター・さが（さがｍirai） | H25.7 | 相談センター・病院連携型 | ○ | ― | | ― | | |
| 長崎県 | ― | ― | ― | ― | ― | | ― | | |
| 熊本県 | ― | ― | ― | ― | ― | | ― | | |
| 大分県 | ― | ― | ― | ― | ― | | ― | | |
| 宮崎県 | ― | ― | ― | ― | ― | | ― | | |
| 鹿児島県 | ― | ― | ― | ― | ― | | ― | | |
| 沖縄県 | ― | ― | ― | ― | ― | | ― | | |

（\*） 「届出あり」：被害者が警察に届出する場合に証拠物の採取を行う。

「届出なし」：被害者が警察への届出を躊躇した場合であっても本人の同意を得られた場合、証拠物の採取を行う。

（\*\*）　※印：医療機関が採取した証拠物を警察が匿名で預かり、保管を行う。（警察庁が試験的に実施）

２．性暴力救援センタ―・大阪ＳＡＣＨＩＣＯの概要

（１）概要

○名　　　称　　　　ＮＰＯ法人性暴力救援センター・大阪ＳＡＣＨＩＣＯ

○設　　　立　　　　2010年4月　（法人化は2013年12月）

○設置形態　　　　性暴力救援センター（病院拠点型）

|  |
| --- |
| 【法人設立趣意書 （2013年12月）】  性暴力被害にあった女性たちの多くは、恐怖と屈辱と混乱の中で、「誰にも言えない、知られたくない、考えたくない」と一人で悩みます。この時、できるだけ早く医療的・心理的な支援を受けることが、心身の回復にとって非常に重要です。時が経過するほど心的外傷は深くなり、回復は遅れます。心身に及ぼす影響のみならず、その女性の生活、さらには人生までも変えてしまうこともあります。しかし残念なことに日本においては、性暴力被害者のための緊急支援体制は未だに確立されていません。  私たちは、「産婦人科医療の場で」「精神科医療の場で」「カウンセリングの場で」「法律相談の場で」「女性支援の活動の場で」、長年にわたり数多くの性暴力被害者に接し、その苦悩を目の当たりにしてきました。そして、被害にあった方にまず必要なのは、寄り添ってくれる人の存在と、心のサポートと医療支援であり、次に警察による捜査や法律家による法的支援であることを痛感しています。これらの支援を被害者が動き回ることなく、一か所で総合的に受けることができる体制、すなわち「被害直後からの総合的な支援」をめざして、「性暴力救援センター・大阪　Sexual　Assault　Crisis　Healing　Intervention　Center　Osaka（性暴力危機治療的介入センター大阪）（SACHICO）」を、2010年4月阪南中央病院内に設立しました。同時に、センターの機能を維持強化するための関連機関とのネットワーク「女性の安全と医療支援ネット」を構築しました。  被害にあわれた方は、ホットラインにて支援者とつながり、安全な場所SACHICOで、支援者とともに起こったことをゆっくりとふりかえりつつ、心と身体の回復を図ります。医療の必要性を納得できれば、産婦人科医師による診察と検査・薬の処方を受け、場合によっては証拠採取にも応じます。警察に連絡し、警察官に来てもらうことも可能です。そして弁護士に相談したり、継続的なカウンセリングを受けるなど、被害者が「自分で選ぶ」を大切にして、「女性の安全と医療支援ネット」に加わっている機関と連携した支援を受けられるようにしてきました。  SACHICO設立後3年を経過し、1万件を超える電話相談と600人に及ばんとする被害者の来所がありました。SACHICOの存在が世の中に認知されるにつれ利用する方が増えている実態は、被害を受けても声に出せないでいる女性たちが如何に多いかを表しています。  性暴力は、人間としての尊厳を脅かす、決して許すことのできない卑劣な行為です。被害者の多くが女性であり、加害者の多くが男性であるという事実は、女性を性的に支配することが許される社会的風潮が根強く存在していることを表しています。  被害者の回復と性暴力のない社会の実現のため、そして、このような活動を全国に広めるために、SACHICOを特定非営利活動法人組織とします。 |

（２）開設後４年間の状況（２０１０年４月～２０１４年３月）

①相談件数

電話件数　　　　　　17,173件

来所件数　　　　　　　2,488件

初診人数（実人数）　　780人

②受診者（780人）の被害の状況

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
|  | 2010年度 | 2011年度 | 2012年度 | 2013年度 | 計 | |
| レイプ・強制わいせつ  （未成年） | **78** | **119** | **143** | **126** | **466**　　（266） | 59.7% |
| 性虐待  （未成年） | 36 | 45 | 43 | 48 | 172  （160） | 22.1% |
| ＤＶ  （未成年） | 6 | 10 | 30 | 25 | 71  （15） | 9.1% |
| その他  （未成年） | 8 | 14 | 26 | 23 | 71  （60） | 9.1% |
| 計  （未成年） | 128 | 188 | 242 | 222 | **780**  （501） | 100% |